

## 問1 (憲法)

裁判所法は、「裁判は、最高裁判所の裁判について最高裁判所が特別の定をした場合を除いて、過半数の意見による」と規定しており（裁判所法第77条第1項）、最高裁判所が定める最高裁判所裁判事務処理規則第12条は、最高裁判所が「法律、命令、規則又は処分が憲法に適合しないとの裁判をするには、八人以上の裁判官の意見が一致しなければならない」と定めている。

国会が裁判所法を改正し、違憲判断には判事15名の3分の2以上の一致を必要とするよう、「最高裁判所が法律、命令、規則又は処分が憲法に適合しないとの裁判をするには、十人以上の裁判官の意見が一致しなければならない」との規定を同法に設けた場合、どのような憲法上の問題が生じるか、検討せよ。

### 【参考条文】 日本国憲法

第77条第1項 最高裁判所は、訴訟に関する手続、弁護士、裁判所の内部規律及び司法事務処理に関する事項について、規則を定める権限を有する。

## 問2 (行政法)

次の設例を読み、以下の設問①及び②に答えよ。なお、【参考条文】については、問題の都合上、法律名を省略する。

(設例)

A町は、法令による委任がないのに、同町の条例で独自に、(1)一定区域における一定の建築行為について町長の「事前同意を要する」ものとし、(2)事前同意を受けないで当該建築行為を行った者に対して、「町長は是正命令を発することができる」こと、(3)これに建築主が従わない場合、「一定の期限を示して、もし期限内に是正命令に基づく義務を履行しないときは、〇〇万円以内において指定した額の過料を課すことを予告して、その履行を命ずることができる」旨の定めを置くこととした。

### 設問①

本件条例の規定に法的疑義はあるか。考えられる論点のうち「行政上の義務履行確保手段(実効性確保手段)」に関するものだけを取り上げて答えよ。その際に、(イ)金銭納付義務以外の行政上の義務の強制執行手段を3種類あげ、(ロ)設例における(3)のケースがそのうちのいずれに当たるかを明らかにすること。

### 設問②

是正命令に基づく義務の履行を確保する手段として、本件条例に規定する手段以外のものを用いることができるか。理由を付して答えよ。

### 【参考条文】

第1条 行政上の義務の履行確保に関しては、別に法律で定めるものを除いては、この法律の定めるところによる。

第2条 法律(法律の委任に基く命令、規則及び条例を含む。以下同じ。)により直接に命ぜられ、又は法律に基き行政庁により命ぜられた行為(他人が代つてなすことのできる行為に限る。)について義務者がこれを履行しない場合、他の手段によつてその履行を確保することが困難であり、且つその不履行を放置することが著しく公益に反すると認められるときは、当該行政庁は、自ら義務者のなすべき行為をなし、又は第三者をしてこれをなさしめ、その費用を義務者から徴収することができる。

### 問3 (民法)

2017年1月10日、Aは、B銀行から5000万円借入れ、Bは、Aの所有する甲土地及び甲土地上に建つ乙建物に抵当権の設定を受けて登記した。乙は、注文建築による凝った造りの家屋であり、甲には贅を尽くした日本庭園が広がり、庭園を含めた甲乙の当時の時価は合わせて1億円を超えると見られていた。2019年1月10日、貸金債権の期限が到来したが、Aは弁済していない。2017年から2019年にかけての甲付近の不動産市況は悪化し、駅から遠かったという事情などから甲乙の価格は下落し、2019年4月の時価をあわせて4000万円程度である。

この事実関係を前提として、以下の設問①及び②に答えよ。なお、設問①、②はそれぞれ独立し、相互に関係しないものとする。

#### 設問①

抵当権が実行される場合に備え、AB間で、甲乙を賃貸する場合はBの承諾を要するという内容の合意もしていた。ところが、Aは、Bに無断で、2018年12月から月額3万円という低額で乙をCに賃貸している（近隣相場から見た適正賃料は20万円程度である）。現在、甲乙はCが占有しており、入り口に「〇〇組」という表札があり、甲の前には通常数台の外車が駐車されているとともに、強面の暴力団員風の男が常に入り口付近で警戒していた。

Aが期限に弁済しないので、2019年2月になって、Bは、甲乙について抵当権の実行を申し立てたところ、基準価格2500万円で競売手続が開始されたが、期日までに買受人は現れなかった。

BはCに対して民法上いかなる請求ができるか。

#### 設問②

甲土地上にあった石灯籠は、江戸時代から伝わるもので時価500万円相当と言われていたが、2019年3月頃Aが石灯籠を掘り出して造園業者Dに売り、同月末にはDが運び出してしまった。Dは、Aに対して半年ほど前から当該石灯籠を譲ってほしいと何度も申し出ていたが、そのときは、Aは甲が抵当に入っていることなどを理由に断っていた。2019年3月頃にはAの資金繰りが悪化したので、窮状をDに説明して石灯籠を引き取ってもらったのである。

Bとしては、Aには甲乙のほかにめぼしい財産はないようであり、このまま手をこまねいては5000万円の回収が難しいので、石灯籠についてもなんとか取り返したいと考えているが、抵当権に基づく返還請求は可能か。

#### 問4（政治学）

近年、ポピュリズムは、説明されるべき政治運動を意味するよりも、顕在する政治リスクを説明する政治用語として用いられている。しばしば「大衆迎合」と邦訳され、回避すべきリスクとされることも少なくない。「迎合」によるとしても、「大衆」の支持があるからこそそのリスクでもある。

ポピュリズムという言葉で、どのようなリスクが考えられているのか、次の各事項を織り込んで論ぜよ。

- ・ 議会制度
- ・ 格差社会
- ・ 国民感情

### 問5 (経済学)

ある農作物を栽培している農家がある。この農作物の収穫量は、個別の農家について  $X_i$  で一定であり、農家は収穫した農作物について、市場での販売か自家消費に振り分けるものとする。なお、収穫量は農家が自家消費できる量よりも多い。また、市場には、多数の農家と消費者が参加しており、それぞれの農家と消費者は価格を所与のものとして行動するものとする。

以下の設問①～④に答えよ。

#### 設問①

仮に市場が存在せず、農作物を販売できないとした場合、個別の農家は自家消費からどれだけの便益を得るのかを、限界便益曲線を用いて説明せよ。なお、説明に際しては図を用いること。

#### 設問②

個別の農家の市場への供給量と自家消費量がどのように決定されるのかを、図を用いて説明せよ。

#### 設問③

市場が存在することにより生じる社会的余剰を、図を用いて説明せよ。

#### 設問④

この農作物に販売量1個当たり  $t$  円の物品税を課した場合、個別の農家の市場への供給量と自家消費量ならびに社会的余剰にどのような影響を与えるのかを、図を用いて説明せよ。